

寒川町一般職の職員の通勤手当に関する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ (返納の事由及び額等) 第10条 条例第9条第5項の規則で定める事由は、通勤手当(1か月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。 (1)・(2) (略) (3) 月の中途において、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第2項の規定により休職にされ _____、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、寒川町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成18年寒川町条例第3号)第2条第1項の規定により派遣され、 _____地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条の規定により育児休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。 _____ (4) (略) 2 (略) 第11条 (略) (支給単位期間) 第12条 (略) 2 月の中途において法第28条第2項の規定により休職にされ _____、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、 _____育児休業法第2条の規定により育児休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合にあつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなつたとき(_____次	～ 略 ～ (返納の事由及び額等) 第10条 条例第9条第5項の規則で定める事由は、通勤手当(1か月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。 (1)・(2) (略) (3) 月の中途において、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第2項の規定により休職にされ、<u>法第29条の規定により停職にされ、</u>法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、寒川町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成18年寒川町条例第3号)第2条第1項の規定により派遣され、又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条の規定により育児休業をし _____<u>た場合(これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。)</u> (4) (略) 2 (略) 第11条 (略) (支給単位期間) 第12条 (略) 2 月の中途において法第28条第2項の規定により休職にされ、<u>法第29条の規定により停職にされ、</u>法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、又は育児休業法第2条の規定により育児休業をし _____<u>た場合(これらの期間の初日の属する月若しくはその翌月に復職し、若しくは職務に復帰することとなる場合又は次</u>

項に規定する場合に該当しているときを除く。)は 、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月)から開始する。

3 (略)

～略～

項に規定する場合に該当しているときを除く。)には、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月)から開始する。

3 (略)

～略～

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の第10条第1項第3号に規定する法第28条第2項の規定により休職にされ、法第29条の規定により停職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、寒川町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定により派遣され、又は育児休業法第2条の規定により育児休業をした場合に該当した職員の支給単位期間の開始については、なお従前の例による。